

農業改革に関する意見書

政府は、平成26年6月の「規制改革会議答申」を受け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業協同組合・農業委員会等に関する改革の推進を提起している。

この「農業改革」は、農業生産法人による農地の集積・集約化、新規参入の促進、農業生産法人要件の緩和等、農業協同組合や農業委員会を解体しようというものである。

本市は、集落法人の設立や新規就農者の育成、地域農産物のブランド化等に取り組んでおり、その中で農業協同組合は、信用・共済事業をはじめ、総合的な活動を通じて、組合員や地域住民の暮らしに密接に関わっている。震災からの農業再生及び振興に一体となって取り組んでいること、また、高齢化や担い手不足が深刻であり、農業の大規模化に限界のある当地域の実情を鑑みると、この改革の内容は許容できるものではない。

また、農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場を奪うことになる。

よって国においては、以下の事項について対策を講じるよう強く求める。

記

- 1 農政改革にあたっては、農業協同組合、農業委員会等の関係団体が果たす役割を踏まえつつ、地域の実情などにも十分配慮したうえで、慎重に議論を尽くし、法的な措置による強制は止めること。
- 2 農業委員会の機能を充実させること。
- 3 改革の推進にあっては、東日本大震災からの復興途上の被災地の活力を低下させることのないよう、十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月1日

岩手県陸前高田市議会